



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議
- B【シリーズ】 食品表示案内 第3講 追補
: アレルギー表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 環境表示ガイドラインについて

◆第5回 食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議(2023年6月14日)において、下記内容が検討されています。

- (1)特定原材料に準ずるものに係る対象品目の選定に関する考え方について
- (2)・くるみの特定原材料への追加等について
 - ・外食・中食における情報提供等について
 - ・コーデックスにおけるアレルゲン表示の検討状況について

＜会議の目的・背景＞食物アレルギー表示は、アレルギー症状を有する方にとって、非常に重要なものです。食物アレルギー表示制度の適切な運用を図るためには、医学、分子生物学等の専門家の知見が不可欠であることから、消費者庁において、専門家による「食物アレルギー表示に関するアドバイザー会議」が開催されています。

■ [主な検討内容]

- ① 概ね3年ごとの全国実態調査の次回令和7年には、カシューナッツの義務表示、マカダミアナッツの推奨表示、まつたけの推奨表示からの削除が検討されています。
- ② くるみと交差反応性があるクルミ科の「ペカンナッツ」について、一括表示外に「ペカンを含んでいます。くるみによるアレルギーの方はお控えください。」などの注意喚起表示を行うことが望まれています。
- ③ アレルギー疾患対策基本法(平成26年成立)に基づく、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針(平成29年策定)で、国は、外食・中食における食物アレルギー表示については、外食事業者等が行う食物アレルギー表示の適切な情報提供に関する取組等を積極的に推進することから、パンフレット等の啓蒙資材が作られました。
- ④ コーデックス委員会(CAC)の食品表示部会(CCFL)において、食物アレルギーに関する義務表示の規定を改正し、「木の実類」として括られていた品目を個別品目とする、等のアレルゲン表示関係部分の改正方針が示されました。

消費者庁HPから作成

※続きはPage 1-2(会員)で記載しています。

《加工食品》

第3講 アレルギー表示について 【追補】

■ペカンナッツの注意喚起

くるみと同じクルミ科のペカンナッツは、くるみと交差反応性があることから、ペカンを含む食品は、一括表示枠外に本品はペカンを含む旨をくるみアレルギーの方へ注意喚起表示を行うことが望ましいとされています。交差反応性はカシューナッツと同じウルシ科のピスタチオでも認められています。今後は特定原材料等28品目と交差反応性がある原材料に対しても注意喚起等の情報提供が要請されると思います。

■交差抗原性と交差反応性

交差抗原性や交差反応性の意味を正しく理解できるように、急がば回れで、次にアレルギーの仕組みを科学的に説明します。

食物の摂取により、食物のたんぱく質が異物（抗原）となって、体内に免疫学的な防御反応（抗原抗体反応）が起こり、外部の異物（抗原）に対して防衛する働きにより、体内に抗体が作られ、その後の抗原の侵入に対して、この抗体が働き、免疫反応により抗原を撃退します。ところが、アレルギーの人の場合、その後の抗原の侵入に対して過敏な反応をし、血圧低下、呼吸困難等、アレルギー症状が引き起こされます。このアレルギーの原因となる抗原を特に「アレルゲン」といいます。抗原は分子量が高く、たんぱく質や糖たんぱく質が最も適した抗原です。一方、抗体は、抗原（異物）と結合して、それを排除するために生体でつくられるタンパク質で、「免疫グロブリン」（Ig：Immunoglobulin）と呼ばれるものです。抗体は刺激の原因である抗原にのみ特異的に反応し、抗原の働きを失わせるたり、細胞を壊したりします。免疫の中で大きな役割を担っているのが免疫グロブリンで、血液中や組織液中に存在しています。

※続きはPage 2-2（会員）で記載しています。



つくる責任 つかう責任

3R(ゴミを減らし、再利用し、資源化すること)を促進することをめざす目標です。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)

事業者及び国民は、物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合には、できる限り環境物品等を選択するよう努めるものとする。



「環境表示ガイドライン」(平成25年3月版 環境省)

「環境表示」とは説明文やシンボルマーク、図表などを通じた製品又はサービスの環境主張、「環境ラベル」及び「宣言」が含まれる

•本ガイドラインにおいては、自己宣言による環境表示は、タイプⅡ規格に準拠することを求めています。タイプⅡ規格の要求事項としては、下記の5つを基本項目として定めています。※タイプⅡとは事業者等の自己宣言による環境主張のことです。

- 1.あいまいな表現や環境主張は行わないこと
- 2.環境主張の内容に説明文を付けること
- 3.環境主張の検証に必要なデータおよび評価方法が提供可能であること
- 4.製品または工程における比較主張はLCA評価、数値等により適切になされていること
- 5.評価および検証のための情報にアクセスが可能であること

環境省HPから作成

※ 解説はPage 3-2 (会員) で記載しています。

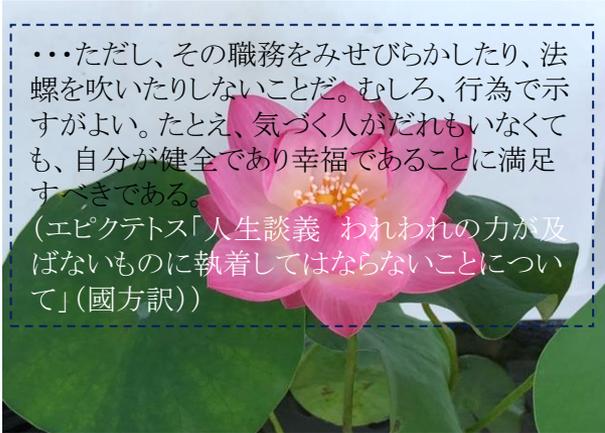
A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2023年(令和5年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2023年 7月号】



・・・ただし、その職務をみせびらかしたり、法螺を吹いたりしないことだ。むしろ、行為で示すがよい。たとえ、気づく人がだれもいなくても、自分が健全であり幸福であることに満足すべきである。
(エピクテス「人生談義 われわれの力が及ばないものに執着してはならないことについて」(國方訳))

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複写・引用等の使用は禁止されています。